

芦別市の人事と給与

市の職員には、給料と扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当・勤勉手当などの諸手当を合わせた給与が支給されています。給与は、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業職員の給与のほか、生計費やその他の事情を考慮して芦別市職員給与条例に定められています。今月は、「地方公務員法第58条の2」及び「芦別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき芦別市職員の職員数、給料などについて公表します。

また、芦別市のホームページにおいて、更に詳細な状況などを掲載してまいりますのでご覧ください。

■職員数の状況 職員の定数は条例で定められています

区分	部門別職員数					全職員数	前年度比	
	一般行政	教育	病院	水道	その他		全職員	一般行政
平成26年	170人	45人	124人	10人	27人	376人	▲47人	4人
平成27年	167人	43人	115人	10人	27人	362人	▲14人	▲3人
平成28年	162人	42人	118人	10人	28人	360人	▲2人	▲5人

※各年4月1日の職員数で、特別職（平成26年のみ教育長含む）と平成26年以降の消防職員（滝川地区広域消防事務組合へ派遣）は除いています

■職員の採用と退職状況 平成27年度の採用者と退職者は次のとおりです

区分	採用者			退職者					免職等
	大学卒	短大卒	高校卒	定年	勸奨・早期	自己都合	病気死亡	その他	
一般事務	1人	—	1人	3人	2人	—	—	2人	2人
保育士	—	—	—	—	1人	—	—	—	—
技能・労務職員	—	—	—	1人	—	—	—	—	—
合計	1人	0人	1人	4人	3人	0人	0人	2人	2人

※消防職員（滝川地区広域消防事務組合へ派遣）と市立芦別病院に勤務する医師・看護師等は除いています

■一般職員の勤務時間（平成28年4月1日）

1日の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※上記始業時間及び終業時間は、一般的な職員に適用するもので、交替制職場については異なります

■年次有給休暇取得状況（平成27年度）

区分	平均取得日数	消化率
一般職員	10.5日	26.7%

※病院職員及び中途採用、退職、育児休業、休職者を除きます

■育児休業及び介護休暇の取得状況（平成27年度）

区分	育児休業			介護休暇
	男性	女性	合計	
新規取得者	0人	1人	1人	0人
継続取得者	0人	0人	0人	0人

※育児休業には部分休業取得者も含まれます

■職員研修の状況 平成27年度に行った研修内容と参加者の状況は次のとおりです

研修の種類	参加人数	研修の種類	参加人数
新規採用職員研修	2人	指導者養成研修	4人
専門実務研修	25人	管理監督者研修	0人
資格取得研修	3人	行政視察研修	6人
集合研修	0人	職員派遣研修	3人
合計			43人

※市立芦別病院に勤務する医療職員を除きます

■職員の給与の状況について

職員の給料月額とは職務の内容と責任の程度に応じた給料表で定められています

区分	初任給	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦別市	大学卒	45.1歳	333,134円	351,316円
	高校卒			
国	大学卒	43.6歳	331,816円	410,984円
	高校卒			

※平成28年4月1日現在（一般行政職）

※給与とは給料月額に扶養手当、住居手当等を加えた額

■期末手当・勤勉手当の支給率

期末手当・勤勉手当は、民間企業の賞与にあたるもので、6月と12月に分けて支給されます。年間支給率は4.20月で、国と同率です。

■退職手当支給率

退職手当は、退職した理由と勤続年数に応じた支給率に退職時の給料月額を乗じた額が支給されます

勤続年数	自己都合	定年等
20年	20.445月	25.55625月
25年	29.145月	34.5825月
35年	41.325月	49.590月
45年	49.590月	49.590月

■特別職等の給料と市議会議員の報酬等

市長など特別職等の給料、市議会議員の報酬月額などは、条例で定められています

区分	報酬・給料月額	期末手当	退職手当支給率
市長	792,000円	・6月期 2,000月 ・12月期 2,150月 合計 4,150月	1期(4年) 20,504月
副市長	646,000円		1期(4年) 12,936月
教育長	584,000円		1期(3年) 8,514月
議長	385,000円		
副議長	336,000円		
議員	315,000円		

※平成28年4月1日現在

※市長、副市長及び教育長の退職手当は、任期ごとに支給されます

■職員の服務規律と処分者

地方公務員法などにより、服務規律は次のとおり定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。なお、処分者は平成27年度の延べ人数です。

(1) 分限処分状況 (全職員)

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	—	—	—	0人
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、第2項第1号)	—	—	1人	1人
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合 (地公法第27条第2項)	—	—	—	0人
合計	0人	0人	1人	1人
地公法第28条第4項により失職したもの	—	—	—	0人

(2) 懲戒処分等の状況 (全職員)

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	訓告等	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	—	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	—	—	1人	—	—	1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	2人	—	2人	—	—	4人
懲戒処分に該当しないもの	—	—	—	—	4人	4人

【処分内容の説明】

- ▶免職 その職を失わしめ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない
- ▶停職 1日以上6月以下、職務に従事させずその期間中いかなる給与も支給しない
- ▶減給 1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減額する
- ▶戒告 戒告書を手渡し、将来を戒める
- ▶訓告 所属長からの口頭注意等

■芦別市公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。

平成27年度は、これらの申し立てはありませんでした。

●問い合わせ／職員係 ☎ 22-2111 内線(217、218、219)まで

市長日記

No. 16

11月21日から、市内6会場、7回にわたり、まちづくり懇談会を開催しました。

この懇談会は、市政運営の諸課題の現状と対応について市民の皆さんにご説明し、ご意見をいただいで、今後の施策展開に反映するため、昨年に引き続き開催したものです。

今回は、私が市長に就任以降、重要課題の一つとして取り組んできた株式会社芦別振興公社の経営健全化に向けた取り組みと今後の対応について、また、市立芦別病院の診療体制の変更、医師確保に向けた取り組みについての説明を行いました。

意見交換では、振興公社問題に関して、これまでの対応や今後の方針に対し、多くの方から厳しいご意見等いただき、それぞれ十分に受け止めさせていただいたところであります。

市では、今後、振興公社において大きく経営改善を図ることが難しいとの判断から、収支が悪化している芦別温泉、スターライトホテルなどを運営する温泉事業会計については、来年度から、指定管理者を変更することとし、このたび市外の民間企業を候補者として決定いたしました。

今後は、来年4月から、円滑にホテル等の運営が行われるよう、速やかに事務手続きを進めてまいります。

また、市長として、振興公社の社長として、社員の生活と市内経済を守る責務がありますので、振興公社に対する新たな資金貸付を行いたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解をお願いします。

芦別市長 今野 宏